

美原“みんな”の掲示板掲示基準

(目的)

第1条 この基準は、「美原区ビジョン2030」の推進を目的に設置する 美原“みんな”の掲示板（以下「掲示板」という。）の掲示について必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 掲示板は、美原区役所本館1階及び美原区役所別館1階に設置するものとする。

2 美原区役所別館1階に設置する掲示板は、子育てに関する掲示物に限る。

(対象者)

第3条 掲示板に掲示できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 美原区内で地域活動（市民活動を含む。）を行う個人
- (2) 美原区内で活動する団体
- (3) その他、美原区の魅力向上又は地域活動の促進に資すると美原区役所企画総務課長（以下「企画総務課長」という。）が認める者

2 前項の規定にかかわらず、堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者は、掲示板に掲示することができない。

(掲示内容)

第4条 掲示できる内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域イベント、講座、交流会等の案内
- (2) 市民活動又はボランティア活動の参加者募集
- (3) サークル等の活動報告又は取組の紹介
- (4) 地域活動の促進又は区の魅力発信に資するもの
- (5) その他、企画総務課長が適当と認めるもの

(掲示できないもの)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、掲示することができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 営利を主たる目的とするもの
- (4) 暴力団又は暴力団員の利益につながるおそれがあるもの
- (5) 法令又は条例に違反するもの
- (6) 問い合わせ先が明記されていないもの
- (7) 堺市立美原文化会館において会員募集又は活動の周知を行っているサークル等の活動に関するもの

2 前項各号に該当しない場合であっても、掲示スペースに空きがないとき、又は掲示板の設置目的に適さないと企画総務課長が認めるときは、掲示しないことができる。

(規格)

第6条 掲示物の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズは、A4判以下とする。
- (2) 申請1件につき掲示物は1枚とする。ただし、裏面に記載がある場合は、両面掲示を認める。

(掲示期間)

第7条 掲示期間は、原則1か月以内とする。

2 企画総務課長は、掲示スペースの利用状況その他必要があると認めるときは、掲示期間を変更し、又は掲示期間中であっても掲示物を撤去することができる。

(掲示及び処分)

第8条 掲示物を掲示板に掲示したい場合は企画総務課長へ提出する。

2 企画総務課長は、この基準に基づき掲示の可否を判断し、適当と認めるときは掲示物を掲示する。

3 企画総務課長は、掲示期間終了後又は前条第2項の規定により撤去した掲示物を処分することができる。

(補足)

第9条 この基準に定めるもののほか、掲示板の運営その他必要な事項は、企画総務課長が別に定めることができる。

附 則

この基準は、令和8年9月8日から施行する。